

# 中央大学出身力士・中央大学相撲部後援会 会 則

(名称)

第1条 この会は、中央大学出身力士・中央大学相撲部後援会（以下「本会」という）と称し、学生サポーター会員及び一般会員並びに特別会員を正会員という。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り会員と中央大学出身力士及び中央大学相撲部への関係を親密にすると共に中央大学出身力士と中央大学相撲部の発展を後援することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は下記の会員を持って組織する。

1. 本会の活動を理解し、本制度の趣旨にご賛同頂ける個人または法人及び団体。

第4条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 事務局 若干名（会計を兼ねる、事務局長1名を含む）
4. 会計監事 2名

第5条 役員を選出は下記の方法で行う。

1. 会長、副会長、本会正会員中より選出する。
2. 会計監事、事務局は会長が委嘱する。
3. 事務局には、中央大学相撲部主務等の学生が参加する。

下記を取扱窓口として事務及び会計業務を行う。

〒191-0041 東京都日野市南平7-7-8 中央大学相撲部 中嶋祥悟  
電話 090-6789-0743

第6条 役員の仕事は下記の通り定める。

1. 会長は本会をまとめ、副会長は会長を補佐し会長不在の時はその会務を代行する。
2. 事務局は会計、事務全般をおこなう。
3. 役員の仕事は2年とする。但し再選を妨げない。
4. 補欠役員は、各その前任者の残任期間在任する。

(総会)

第7条 総会は、通常および臨時に開き、会長が次の各号に従いこれを招集し、その議長となる。

1. 通常総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき。

第8条 総会は、次の事項を議決する。

1. 事業報告および決算の承認。
2. 事業計画および予算の承認。
3. この規約の改廃。
4. 会長が必要と認めた事項。
5. 幹事会で提案された事項

第9条 総会の議決は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事会)

第10条

1. 本会は、総会の決議事項を提案し、本会を補佐するため、幹事会を置くもの

- とする。
2. 幹事会の構成員は、第4条記載の役員のうち、会長を除いた役員（以下「幹事」という。）とする。
  3. 幹事会の開催は不定期とし、議長・開催日時等は、各幹事が協議の上、適宜定める。
  4. 幹事会の決議事項は、総会の決議事項に関わる事項全てとし、幹事会の議決は、第9条の規定を準用する。
  5. 幹事会は、前項で可決された決議内容を総会において議題として報告・提案し、第8条記載の各事項に同議案を振り分けて、総会の決議に諮るものとする。

（事業）

第11条 本会は下記の事業を行う。

1. 中央大学出身力士・中央大学相撲部後援会の活動、促進をはかる。
2. 会員相互の親睦を図るため以下の行事を行う。
  - ア 学生及び力士への激励会等の開催。
  - イ 稽古見学のご案内（相撲部、相撲部屋 見学）。
  - ウ 東日本学生相撲選手権のご案内。

（会計・事務）

第12条 会員は会費を納める。

1. 本会の年会費は、以下のとおり定める。
  - ア 学生サポーター会員 一口 5千円
  - イ 一般会員 一口 1万円
  - ウ 特別会員 一口 5万円

第13条 本会に、第5条の通り取扱窓口を置き、事務局長が適正に管理・運営を行う。

1. 会費納付先（原則：下記口座振込もしくは引き落としにて対応する。）  
中央大学出身力士・中央大学相撲部後援会 会計 中嶋祥悟  
（三井住友銀行 八王子支店（店番号：843）普通 口座番号8552447）

第14条 祝賀会および激励会の費用は、その都度別途に出席者より会費を徴収して行う。

第15条 本会の経費は会員の会費及び寄付金を持って支弁する。

第16条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

（退会）

第17条 会員が反社会勢力及びその関係者であることが判明した場合、公序良俗に反する行為を行ったとき、本会の名誉・信用を著しく毀損したときなどは本会の判断にて退会手続きをとることができる。

第18条 年会費の未納など更新時の手続きがない場合は、退会の意思があったものとする。年度途中の任意の退会の場合は年会費の返還は行わない。

（残余寄付金の帰属）

第19条 本会が解散したときに残存する寄付金は、役員会議の決議を経て、中央大学相撲部に贈与するものとする。

この会則は、令和4年1月1日から施行する。